

平成26年度予算編成方針について

平成26年度予算編成方針を次のとおり定めたので、各部長・課長においては、方針の内容を十分理解のうえ編成作業を行うよう通知する。

平成25年11月8日

守谷市長 会 田 真 一

平成26年度予算編成方針

我が国の経済は、内閣府が10月に発表した月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しつつある。」としている。

先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中で、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

こうした中、国は平成26年度予算について、「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）に沿って、民需主導の経済成長と財政健全化を目指し、メリハリのついた予算編成を行うとしている。特に、「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成25年8月8日閣議了解）の中で、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとして、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設置し、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）及び平成25年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化に引き続き取り組んでいくとしている。

本市の10月における平成26年度予算各課見積書の集計結果では、平成25年度当初予算と比較して、歳入においては、市民税が約1,350万円、固定資産税が約2,130万円、都市計画税が約800万円の増額で、市税全体では約3,660万円の増額となる見込みであるが、景気の先行きが不透明な中、大幅な増加は見込めない状況にある。

また、普通交付税については、平成25年度の実績を踏まえ3億2,000万円を見込み、臨時財政対策債については、5億円を見込んでいる。

さらに、守谷駅周辺市有地の売却収入については5,500万円、消費税引き上げに伴う地方消費税交付金については3億4,000万円増の8億5,000万円を見込み、財政調整基金繰入金を除く一般財源収入額は、約4億8000万円増の約125億8,000万円となる見込みである。

一方、歳出では、消費税率の引き上げに伴う影響を受けるとともに、障がい者支援や高齢化の進展による扶助費の増加が見込まれる。

また、坂町清水線整備事業、松並土地区画整理事業、黒内小学校校舎増築・改修事業、小・中学校トイレ改修事業、既存公共施設の修繕など、多くの事業を予定している。

さらに、市債の償還金や関公費（立替施行で実施した小・中学校等の建設費の償還金）は、繰上償還の実施や新たな起債の抑制などにより借入金残高は減少傾向にあるものの依然として高負担を強いられ、これらの元利償還金は約21億円となる見込みである。

このため、松並土地区画整理事業における市債充当などの財源調整を行っても約5.5億円の財源不足となる非常に厳しい状況になっている。

平成26年度の予算編成に当たっては、このように厳しい状況に置かれていることを十分認識のうえ、より効果的、効率的な経営を念頭に、第二次守谷市総合計画のまちづくりの基本姿勢である「緑をつなぐまちづくり」「人をつなぐまちづくり」「絆をつなぐまちづくり」のための施策の推進に積極的に取り組むとともに、経営方針で決定された重点施策分野を優先し、全職員一丸となって歳入・歳出の両面から、創意工夫により思い切った見直しを行う必要がある。

以上を踏まえ、部長、課長は、行政評価の視点で事務事業をゼロベースで見直し、次の事項に特に留意のうえ予算編成を行うものとする。

記

第1 予算編成の基本方針

- 1 「第二次守谷市財政計画」との整合性を図りながら、行政評価に基づく施策相互の優先度合いにより、限られた財源をより有効に重点施策に

配分するために、施策別の枠配分方式による予算編成を実施する。

- 2 「守谷市経営方針」で決定された全庁重点課題である「次世代を担う子どもたちを育むまちづくり」、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」、「市民と築く安全・安心に暮らせるまちづくり」の重点施策や各施策の取組方針を十分踏まえ予算編成にあたること。

第2 予算編成の基本的事項

- 1 予算要求は、健全財政を基調に年間の財政需要を十分に検討し行うこと。
- ※ 年度中途の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急止むを得ないもの以外は認めない。
- 2 重点事業への優先配分や、すべての事務事業の徹底した見直しを行い、事業費の精査を行うこと。施策内の事務事業の担当課が複数となる場合については、必ず主管課長が関係課等との調整を完結したうえで予算の枠内配分を行うこと。
- 3 全庁政策会議において採択された新規事業により配分額を超える場合は、継続している事業を廃止又は削減するなど、配分された枠内での予算要求に努めること。
- 4 国・県補助（負担）事業については、国・県の補助金制度等の動向を注視しながら、国・県との間で十分な事前協議を行うとともに、地方への影響等について情報収集に努めること。その上で、事業の必要性、緊急性及び効果等について再検討を行い、市の負担に配慮しつつ事業の選択を行うこと。その際、超過負担や国・県費の肩代わりは厳に慎み、維持管理費等の後年度負担にも十分留意すること。
- 5 市議会において決議、採択された請願、陳情その他の指摘事項及び要望事項については、その内容に十分留意すること。
- 6 国・県・市・民間の役割分担を踏まえ、市が執行すべきもの、国・県その他の団体等が行うべきもの、また、民間に委ねるべきもの等の区分を明確にし、市でなければ処理できない分野に限定した要求とすること。
さらに、指定管理者制度、PFI等各種の仕組みや手段についても検討すること。

第3 歳入に関する事項

すべての歳入について、的確かつ確実な収入確保に努めること。

また、市税をはじめとする徴収金については、口座振替等により納期内納付を促進するとともに、徴収率の向上を図り財源の確保に努めること。

なお、特定財源については、執行段階において不足が生じないよう的確な額を計上すること。

さらに、消費税率の引き上げを見据え、必要に応じ、対策を講じること。

1 市税

経済情勢の推移や税制改正等を十分勘案するとともに、現行制度、あるいは現況の所得状況を見極め、特に法人税割収入等の的確な把握や固定資産税等の適正な評価見積りを行い、確実な年間収入見込額の計上に努めること。

また、公平性の観点からも滞納繰越分の解消に向けた整理計画を立て、滞納処分等の実施により財源の確保に努めること。

2 地方交付税，地方譲与税，利子割交付金等

国の予算編成方針，地方財政計画及び関係法令の改正動向等を十分勘案し，確実な見積りを行うこと。

3 国・県支出金

国・県の予算の内容・交付基準等に留意して的確な見込み額を計上し，国・県の予算状況による支出金等の減少を市費で肩代わりすることのないよう留意すること。

また，意義の薄れた補助金及び零細補助金については，受け入れないこと。

4 分担金及び負担金

分担金及び負担金については，事業の内容，受益の限度等を十分検討し，負担の適正化に努め適正な額を計上すること。事業採択に当たっては負担者の負担能力を勘案するとともに，事業費の中に人件費又は賃金等を組み込むように配慮すること。

5 使用料及び手数料

市が提供する市民サービス全般について，その総コストとの関係から受益と負担の割合を明確にし，必要な事務事業について受益に見合った負担を求めること。

なお，経済的支援の観点から低所得者には配慮すること。

6 財産収入

市が保有する公有財産・物品で使用目的がないものは、売却等の時期に留意しつつ早期の処分に努め、財源確保と管理費削減に努めること。

7 地方債

借入金残高については、繰上償還等により減少傾向にあるものの、平成25年度末現在の普通会計における残高見込額は約145億円と依然として多額であるため、後年度の財政負担に配慮しながら、適債事業の可否、充当率については事前に財政課と協議のうえ、適正な見込額を計上すること。

第4 歳出に関する事項

積算に当たっては十分に精査を行うとともに、例年、当初予算計上額が決算額と乖離が生じている事業については、その要因を分析し、見積手法の見直しに努めること。

また、執行計画の立案を行い、既存資源の再利用や適正な在庫管理により、無駄のない要求を行うこと。義務的経費については、平成24年度の経常収支比率が87.6%と前年度比で3ポイント下降したものの依然として高い比率で推移しているため、改革改善の視点をもって経費の削減に努めること。

さらに、消費税増税対策として、前倒し可能なものは、平成25年度予算（流用、補正等）にて対応すること。

1 人件費

人件費は、定員管理の適正化を図り増加を抑制することとし、業務内容により人員不足が生じる場合は部内調整を図ること。やむを得ず臨時的に雇用する必要がある場合は、総務課と協議すること。

また、事務事業の合理化や不要・不急の事務事業の削減など創意工夫により、時間外勤務手当の削減に努めること。

2 物件費

行政の合理化、効率化を推進し、経費の徹底した削減に努め、需用費（食糧費、消耗品費等）、旅費等の事務管理経費についても、前年度の実績等によるなどの安易な計上は厳に慎み、徹底した見直しを行い、事務事業の執行上、真に必要なものに限り最小限で見積ること。

特に、コピー用紙等各種消耗品の使用節減に努めるとともに、電気、

ガス、水道などの光熱水費についても温暖化防止・省エネルギーの観点から、削減に努めること。

3 普通建設事業費

事業の実施に当たっては、維持管理費等の後年度負担にも留意しながら、第二次守谷市総合計画及び第二次守谷市財政計画に整合することはもちろんのこと、守谷市経営方針で重点課題として位置付けられたものを優先して、事業効果、緊急度等を十分検討し、実施すること。

また、事業の評価結果を踏まえ、廃止・見直しも含め検討すること。

補助事業については、実施事業費の補助単価等を勘案し、市費の超過負担とならないように留意すること。

単独事業についても、市財政に留意し、市民の要求を的確に捉え、適切かつ計画的に計上すること。

なお、事業費の積算については、建設資材等の市場動向等を考慮して適正な単価で行うこと。

4 負担金、補助金及び交付金

各種団体に対する市補助金については、守谷市補助金等審議会の答申を尊重すること。

一部事務組合負担金については、構成市町村の財政状況が極めて厳しいことを認識のうえ、歩調を合わせた歳出構造の改革を強く求め、負担額の軽減を図ること。

その他、協議会等に対する負担金についても、事業を実施しないで繰越金が多い団体等にあっては十分検討し削減に努めるとともに、協議会等からの脱会についても検討すること。

5 委託料

行政の軽量化及び効率化を図るため、行政サービスの維持に配慮しつつ、民間等への委託を積極的に進め、委託経費は必要最小限に見積ること。

なお、調査等の業務は安易に委託せず、その目的や必要性を十分検討するとともに、原則的に職員自らが行うこととし、技術的、知識的に真にやむを得ないものに限る、必要最少額で委託すること。

6 扶助費

市単独の扶助費については、行政評価の結果を踏まえ、対象、意図、成果等を十分精査し、各種手当やサービスの見直しを図ること。

第5 特別会計，公営企業会計

特別会計は、その設置の趣旨にまで立ち返り、前記事項に準じ全事務事業について徹底した見直し検討を行い、負担の適正化に留意し、収支の均衡を図ること。

公営企業会計については、独立採算制による経営に努め、より一層の合理化を図ること。